

コミュニティカフェ使用要項

1 基本的事項

(1) コミュニティカフェの設置目的

コミュニティセンターにおいてカフェを運営し、喫茶等の提供を通して、誰もが安心して過ごせる居場所をつくり、人と人とのつながりを育み、地域福祉の向上と地域コミュニティの活性化並びに地域のにぎわいづくりに寄与する。

(2) 使用することができる曜日

使用曜日：月曜日、金曜日

(3) 施設の開館日

- ・開所時間 午前9時から午後5時まで
- ・休館日 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）ほか
※開店作業、閉店作業も開所時間内に収めること。

(4) コミュニティカフェの使用料

- ・コミュニティカフェ厨房 1時間 200円
- ・コミュニティカフェフリースペース 無料
ただし専用する場合は 1時間 400円
※開店作業時間、閉店作業時間を含めた使用料金とする。

2 使用者条件

次の(1)～(3)の全てを満たすこと。

- (1) コミュニティカフェの設置目的を理解し、地域コミュニティの活性化や地域のにぎわいづくりに寄与すること。
- (2) 個人の使用者又は使用団体の代表者が、営業許可を取得していること。
- (3) 個人の使用者又は使用団体の代表者が、食品衛生責任者の資格要件※1を満たしていること。なお、営業に従事する者全員が、食品衛生責任者の講習を受講するよう努めること。

※1 都道府県知事が行う又は認める食品衛生責任者養成講習会の受講を終了、若しくは調理師、栄養士、製菓衛生師等の資格を有すること。

3 使用申込方法

- (1) まずは、コミュニティセンターに相談。
- (2) 使用する月の4か月前から使用日の10日前までに、コミュニティセンター使用承認・使用料減免申請書をコミュニティセンターに提出。
- (3) (2)と並行して、①～③の必要書類を添えて、上野方コミュニティセンターの窓口へ提出。
 - ・必要書類

① コミュニティカフェ利用者情報登録シート

② 代表者が有する食品衛生責任者又はこれに代わる資格を証する書類の
写し

(後日取得する予定である場合は、宣誓書に取得予定日等を記入し、使用開始日
までに証書等を提出すること。)

③宣誓書

4 コミュニティカフェの運営について

使用者は、コミュニティカフェ運営ルールブックに則った運営を行うこと。

5 運営会議

来館者に安全・安心で魅力あるコミュニティカフェであるために、情報交換
や課題の共有・解決を図る場として定期的に運営会議を開催する。

継続的にカフェ厨房を使用する団体の代表者(代理可)は、原則として、運
営会議に出席し、その内容を団体内で共有することとする。開催頻度は月に1
回程度とする。

6 設備・調理器具について

必要最低限の設備・備品等は施設管理者が調達し、その他はカフェ厨房使用
者が調達する。疑義が生じた場合は市とカフェ厨房使用者で協議する。

また、カフェ厨房使用者は、カフェ内の保管場所の容量の範囲内で、専用の
食器等を保管することができる。場所については運営会議で調整する。

(1) 施設管理者負担

※故障及び経年劣化の場合は予算の範囲内で、施設管理者が対応する。使用
者過失による破損等の場合は原状回復義務を負う。

ア 設備・備品関係…シンク、食洗機、冷蔵庫、ガスコンロ、電子レンジ、
炊飯器、包丁、まな板、鍋、食器、カトラリー など

イ 消耗品関係…手洗い用石けん、アルコール、食器用洗剤、スポンジ、ほ
うき

(2) 使用者負担

上記以外。食材、ふきん、手拭きタオル、エプロン、帽子又はバンダナ(髪
の毛の混入を防ぐ措置をするもの)、ゴミ袋、食洗機用洗剤、メニュー表、
手提げ金庫など。

7 清掃について

使用後は、毎回コミュニティカフェのキッチンの清掃を丁寧に行い、常に衛
生的な状態に保つこととする。また、グリース・トラップの清掃は2か月に1
回程度の頻度で、使用者の当番制にて行うこととする。

8 賠償保険

食中毒や、その他調理上のケガ等に関する保険は、自己の加入する保険で対応する。

9 禁止事項

(1) コミュニティカフェの運営にあたっては、次の行為を伴うことを禁ずる。

- ・政治活動及び宗教活動を伴う行為
- ・公序良俗に反する行為又は反する恐れがあると認められる行為
- ・反社会的な行為
- ・コミュニティカフェの目的及び趣旨に反する行為（コミュニティカフェ外での営利営業行為を促進する行為など。）
- ・施設管理者が管理上特に支障があると認める行為

(2)施設管理者は、使用者が前項の定めに違反したと認められる場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

10 BGMについて

カフェ営業時に音楽（BGM）を流す場合は、著作権法に基づき、著作権者への使用許諾手続きと使用料の支払いが必要となる。無断での使用は著作権侵害となる恐れがあるため、開店前に必ず必要な手続きを完了させておくこと。

音楽は、適度な音量とし、他の使用者に配慮すること。

11 フリースペース貸切時のカフェの運営

- ・コミュニティカフェの飲食スペースとなるフリースペースは、通常は一般開放であるが、貸切りもできることとしている。
- ・コミュニティカフェを使用する日に、第三者から同スペースの貸切りの許可申請があった場合、貸切りする者と、カフェ厨房使用者で当日の運営に支障が生じないように調整すること。調整にあたっては、お互いの活動を尊重し協力し合うこと。施設管理者は、使用者間で調整を図るために、必要に応じて、関係者間の連絡先を教示することができることとする。